

松下幸之助記念志財団 研究助成

## 研究報告

(MS Word)

## 【氏名】

吉良 悟

## 【所属】(助成決定時)

大阪大学大学院法学研究科

## 【研究題目】

国際法による武力行使の規律

## 【研究の目的】(400字程度)

現代国際法では、国家が単独の判断で武力を行使することができるのは、自衛権を根拠とする場合に限定されるというのが通説的見解である。そして、自衛権について規定した国連憲章第 51 条は、自衛権を行使した国家には、自国がとった措置を国連安保理に報告する義務を課している。この報告要件は、かつては単なる手続的要件として軽視されていた。しかし、1986 年、ICJ がニカラグア事件本案判決において、報告の有無は、国家が自衛として行動したか否かを判断する要素であるとしたことにより、各国は、自衛権行使後の報告を重視する姿勢を見せるようになった。その結果、自衛権を根拠として武力行使を為したとする報告数は増加することとなった。こうした報告の増加により、これまで不明確であった自衛権行使国の認識する武力攻撃該当性基準の内実を分析できるようになった。この武力攻撃該当性基準を考究し、国際法がどのように武力行使を規律し、国際社会の安定に寄与しているのかを提示することが研究の目的である。

## 【研究の内容・方法】(800字程度)

研究の内容は、自衛権行使を主張した国家の武力攻撃該当性基準を検討するもので、研究方法は、①国連安保理に提出された自衛権行使国による書簡の分析と、②安保理における討議の分析が中心になる。

分析する際の基軸となるのは、累積理論に基づく法的認識である。累積理論とは、単発の小規模な武力行使では自衛権を行使できないが、そうした武力行使が反復して発生した場合には、大規模な武力行使(=武力攻撃)が発生したとして、自衛権の行使を可能とする見解である。かつてはイスラエルや南アフリカによってしばしば主張されたものである。当時は累積理論に対する支持は学説で広がりを見せることはなく、国家実行においても累積理論に基づく自衛権行使は、イスラエル及び南アフリカを除き極めて稀な事例であった。

しかし、1986 年のニカラグア本案判決により、武力攻撃と武力攻撃に至らない武力行使が区分され、武力攻撃と武力攻撃に至らない武力行使が一致しないことが明示されると、累積理論はその不一致により生ずる法的不均衡を是正するものとして、注目されるようになった。近年では、Tom Ruys のように、累積理論が自衛権行使の「主流」と評する論者もいる。累積理論は、たしかに、ICJ の立場からすれば武力攻撃に至らない武力行使という、本来自衛権で対応できない事象にも、反復を条件に自衛権行使を許容する場所があるという点で、自衛権拡張の方向であるように映る。ところが、累積理論には、反復性を前提とするところから、自衛権行使に対する抑制的効果が見られるのである。この抑制的効果が、実際の国家実行でどのように顕現するのかを各国の武力行使に至るまでの事実の取り上げ方や自衛権行使の理由から分析した。その結果、自衛権行使に至った各国のうち、小規模な被害事例(武力攻撃に至らない武力行使)を受け続けた国家は、被害が発生する度に安保理に将来的な自衛権行使に言及するなど被害を対外的に主張するものの、自制的な姿勢を堅持していたのである。

## 【結論・考察】(400字程度)

累積理論が反復性を前提にする点、すなわち、武力攻撃に至らない武力行使が反復していない状況では、自衛権で対応できないという点がなぜ、自衛権行使に抑制的に作用するのか。それは、各国が国連憲章第 51

条に規定されている報告要件を重視することにより、自国の武力攻撃該当性基準を対外的に明示するようになったからである。こうして客観性を得た基準は、第三国の評価に晒される。武力攻撃該当性基準は結局は各国が個々に設定するものであり、累積理論がなければ、武力攻撃該当性基準は引き下げられることになる。そうすると、武力攻撃と武力攻撃に至らない武力行使という区分が意味をなさなくなる。実際にイスラエルは、かつては武力攻撃と武力行使を区分していたが、後に武力攻撃と武力行使の敷居を考慮しなくなっている。累積理論は、ICJ ニカラグア本案判決による武力行使区分を維持する為に必要なものであり、報告要件と相俟って、武力行使規律に一定の意義を有していることが指摘できる。